

令和6年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和6年2月22日 開会

令和6年2月22日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和6年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和6年2月22日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	4
○日程第3 報告第1号上程	4
理事者説明	4
○日程第4 議案第1号上程	5
理事者説明	5
採決	5
○日程第5 議案第2号上程	6
理事者説明	6
質疑	6
採決	8
○日程第6 議案第3号上程	9
理事者説明	9
質疑	10
採決	11
○日程第7 議案第4号上程	11
理事者説明	12
質疑	13
採決	15
○日程第8 一般質問	15
○閉会	24

令和6年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和6年2月22日（木）

○議事日程

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 会期決定について |
| 第3 | 報告 第1号 | 交通事故に係る専決処分の報告について |
| 第4 | 議案 第1号 | 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案 第2号 | 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 第3号 | 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について |
| 第7 | 議案 第4号 | 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |
| 第8 | | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件

日程第1から第8まで

○議員定数9名

出席議員9名

1番 東 健太郎	4番 中河 昭	7番 渡辺 裕
2番 児玉 亮	5番 吉田 裕彦	8番 坂本 勇基
3番 天野 一之	6番 若松 正治	9番 小南 市雄

○説明者

管理者	東坂 浩一	次長兼警防課長	河野 哲輝
副管理者	東 修平	総務課長	堤 悟士
会計管理者職務代理者会計室長	大角 樹	予防課長	高見 栄二
消防長	瀧田 昭彦	総務課参事	大西 卓也
消防次長	西岡 栄治	予防課参事	山口 勝弘
大東消防署長	平田 繁樹	警防課参事	宮川 茂樹
四條畷消防署長	木村 真敏		

○職務のために出席した者

予防課長補佐 片山 和広 警防課長補佐 片山 好司

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹 総務課上席主査 藤川 俊輔 総務課主査 清親 勇亮

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
- ・令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13時30分】

(小南議長) これより、令和6年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年1月1日に発生しました能登半島地震は、甚大な被害をもたらすものでありました。犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

また、当消防組合からも緊急消防援助隊として、5名の隊員が派遣されたとうかがっております。過酷な状況での支援活動、大変ご苦勞様でした。能登地方の速やかな復興を心より願っております。

さて本日は、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(小南議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和6年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告1件、条例の一部改正2件、令和5年度一般会計補正予算(第2次)及び令和6年度一般会計予算の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(小南議長) 本日は、9名の出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(小南議長) 次に、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号3番天野議員、7番

渡辺議員を指名いたします。

【日程第2 会期決定について】

(小南議長) 次に、日程第2会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 交通事故に係る専決処分の報告について】

(小南議長) 次に、日程第3報告第1号交通事故に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(平田大東消防署長) 議長

(小南議長) 平田大東消防署長

(平田大東消防署長) 報告第1号の交通事故に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

令和5年10月10日、大東市幸町22-4出光セルフ住道ガソリンスタンド敷地内において、給油を実施しようとしたはしご消防自動車が、右にハンドルを切り前進したところ、車両右側設置の鉄製ポールの存在を失念し、車体を接触させ一部が損傷に至ったものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年12月13日に専決し19万8千110円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

事故発生直後の対応としまして、原因の究明と再発防止対策、全職員への注意喚起を行ってまいりました。このたびの事故を発生させた事態を重く受け止め、深く反省するとともに、今後は再びこのような事故のないよう、これまで以上に安全運転の励行と運転技術の向上を図り、再発防止の徹底に努めてまいります。以上でございます。

(小南議長) 本件は、これをもって終了いたします。

**【日程第4 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例について】**

(小南議長) 次に、日程第4議案第1号大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第1号大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。また、議案説明資料1ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、昨年8月7日に出されました人事院勧告等に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに鑑み、本消防組合の一般職職員の給与、期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬及び期末手当につきまして、大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例のほか、大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、官民較差等に基づく給与水準の改定でございます。

具体的には、令和5年4月1日に遡って、平均1.1%引き上げる給料表の改定を行うものでございます。

併せて、賞与につきましても、一般職の職員は年間0.10月分を上げ、再任用職員及び会計年度任用職員は、年間0.05月分を上げる改定を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものとします。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(小南議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(小南議長) 次に、日程第5議案第2号大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 議案第2号大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

また、併せて議案説明資料2ページの概要をご覧ください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、消防法及び高圧ガス保安法における手数料について所要の改正を行うため、大東四條畷消防組合手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正点といたしましては2点ございます。1点目は、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、審査時における確認項目の増加による所要時間の増加。また、昨今の物価の上昇などが手数料に反映されております。

2点目は、バルクローリーと呼ばれるLPガス運搬車で一般消費者等とそれ以外に充填を行う場合、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の両方の許可を得る必要があります。しかし、技術上の基準が同様であるため合理性を図り、液化石油ガス法上の許可を受けたバルクローリーについては、高圧ガス保安法上の許可申請に対する審査手数料を低減するため、当該項目が追加されたものでございます。

この条例は令和6年4月1日から施行することといたします。

以上が、大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(小南議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。それでは3番天野議員どうぞ。

(天野議員) 天野です。よろしく申し上げます。

まずですね、この手数料条例を引き上げるという内容になってるかと思います。

昨今の物価高の影響で、手数料とか公共料金などの値上げというのが、非常にそれにかかる市民や事業者の方にとっては、ちょっと深刻な影響がないかということが、まず大前提として考えておりまして、質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、この事務内容の変化に伴って標準額を見直しと、物件費などの増加による現

行の標準額との乖離が理由とされてるかと思えます。

これ、具体的にどのような事務内容及び乖離を理由に、今回の改正というのがこの背景にあるのか、ここについてお伺いをいたします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 令和2年3月27日に総務省消防庁より通知されました、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策についてにより、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、加圧漏れ試験や超音波板厚試験などの詳細点検が必要となったため審査に係る所要時間が増えました。

しかし、前回の改正は平成30年であり、それ以降の職員単価を含む人件費の増加や物件費の増加が反映されていなかったためです。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 当然、安全対策が必要なことなので、その対策が、強化されるというのは、充分理解できます。

それと前回の改正、平成30年で、これから5年以上経ってるということの、期間からも一定は理解できます。

2点目なんですけども、危険物の関係手数料について、現行のこの新旧対照表を見てみましても、現行の各条件よりおおむね20パーセントから24パーセントの引き上げということが言えると思います。

この約20パーセントの引き上げの根拠及びこの背景にはどのようなことがあるのか、ここについてお伺いをいたします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 積算につきましては、総務省において社会情勢等を鑑みてなされたもので、人件費と物件費に分けた具体例が示されております。

その根拠として、人件費につきましては職員単価および所要時間の増大、物件費につきましては物価高騰と消費税率のアップとされており、例えば、1,000k1から5,000k1のタンクでは、人件費が88万1千20円から113万2千336円に、物件費は29万4千284円から31万8千18円になっていることから、人件費は約28.5%、物件費は8.0%増えていま

す。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) やはり物価高、人件費などにつきましてですね、物件もそうですけど、物価高騰、やっぱり消費税率のアップという背景のもとで、その強化、安全強化対策も含めて、引き上げが行われる背景にあるということが1つ伺えると思いますし、このことはまた、消防でなくて、政治一般として、また今後色々、物価高騰の対策など見ていかなければならない課題がやっぱり背景にあるということが1つ言えると思います。

3つ目といたしまして、当消防組合の管内において、この高圧ガス保安関係手数料にかかる、事業所の数及び手数料区分においての規模、数ですね。これはまずどのようになっているのでしょうか。

また、取り扱いの安全上、法的にも必要な手続きであることは、当然ですけども、物価高などを含めて、該当する事業者への影響について、当消防組合の見解があれば併せてお願いいたします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 現在、バルクローリーとしての許可は1事業所の2施設のみとなりますが、この2施設は一般消費者向け及びそれ以外の事業所向けとして許可申請され、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の両方の許可を受けております。

従いまして今回の改正により、審査の合理性が図られ、高圧ガス保安法における審査手数料が減額されることから、事業者の負担は軽減されることとなります。以上です。

(小南議長) 天野議員の質疑が終了しました。以上で、通告による質疑が終了いたしました。これより討論を行います。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について】

（小南議長） 次に、日程第6議案第3号令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について、理事者の説明を求めます。

（堤総務課長） 議長

（小南議長） 堤総務課長

（堤総務課長） 議案第3号令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料3ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8千895万3千円を減額し、総額21億5千597万4千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1分担金及び負担金1千66万4千円の減額、款2使用料及び手数料59万6千円の減額、款4府支出金124万1千円の増額、款5財産収入40万円の減額、款6諸収入150万円の減額、款7組合債8千940万円の減額、款8繰越金1千236万6千円の増額となっております。

歳出につきましては、款3消防費8千879万3千円の減額、款4公債費16万円の減額となっております。

次に、詳細についてご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

消防費における主な項目について、2点ご説明いたします。

1点目は職員給与等管理費で、昨年8月7日の人事院勧告と定期昇給の影響によりまして、一般職給、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等の増額が必要となり、その他、今年度決算見込みによる不用額の減額と合わせまして、合計で1千433万5千円の増額をお願いするものでございます。

2点目は消防設備等維持管理費で、昨年9月に入札を行った高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備等更新事業の、今年度不用額にあたります9千970万5千円の減額です。

この事業は、機能が密接に関連する消防指令センターとデジタル無線設備を同時に更新するため、今年度から令和6年度の二か年度にわたる長期契約を締結しております。

今回の補正は、昨年7月の本消防組合議会第2回臨時会においてご議決をいただいておりますが、令和5年度分に相当する予算額のうち、入札後の差額をすべて減額に計上しているものでございます。

その他、消防力等整備事業につきましても、高規格救急車等、機械器具購入費のうち、入札後の不用額にあたる342万3千円を減額に計上しております。

補正予算書の4ページから5ページと、議案説明資料の3ページにお戻りください。

第2表の債務負担行為は、消防庁舎や設備の保守業務等で4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要がある事業について債務負担行為をお願いするものでございます。事項毎の内容は補正予算書20ページに掲載しております。

第3表の地方債補正は、四條畷署田原分署防水工事、消防指令センター及びデジタル無線設備、並びに高規格救急車等の更新による起債対象経費が減額となったことから、充当財源である地方債についても減額を行うものでございます。

以上が、令和5年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）の提案理由でございます。何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

（小南議長） 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。それでは3番天野議員どうぞ。

（天野議員） では職員給与などの管理費について、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の報酬の減額331.7万円と出ております。

これかなりちょっと大きく見えるんですが、年度途中にある退職などの理由によるものなのか、ここについてのご説明をお願いいたします。

（堤総務課長） 議長

（小南議長） 堤総務課長

（堤総務課長） ただ今のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員報酬の減額につきましては、今年度、消防本部の日勤部署で任用を予定していた職員が2名、減少したことによるものでございます。

当消防組合では、職員の配置上で必要な人数が不足する場合に、日勤部署の事務職員として、会計年度職員を任用しております。以上です。

（天野議員） 議長

（小南議長） 天野議員。

（天野議員） 特段、混乱などなかったということで、ちょっと安心をいたしました。適切な人員配置には努めていただきたいと思います。

2点目です。時間外勤務手当について質問いたします。

各手当の項目は、減額の補正の傾向にまず見えます。

先ほどの説明でも、この時間外勤務手当については、年度8月からの給与改定による増額という

ことも、1つの理由として述べられたかと思えます。

この時間外手当については、前年に遡りますけれども、前年は感染拡大によって、職員の時間外手当の増加が生じて、増額補正した経過があったと記憶しております。

また、今年度の当初予算では、一定、感染が落ち着きつつある状況を見越して、前年の増額を見越した予算額は提示しない経過で進んだということで、議決したという風に記憶しております。

今回の、803.9万円の補正について、もう少し詳しく経過説明をお願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 時間外勤務手当の増額理由についてご説明いたします。

議員のご質問にありましたように、前年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、時間外勤務の時間数が増加しておりました。

今年度は当直職員の欠員が前年度ほど逼迫していなかったこともあり、時間外勤務の時間数は、前年度の決算ベースからは約10%減少する見通しですが、感染拡大前の水準までは戻っていない状況です。

したがって手当増額の理由としましては、当直人員確保のための時間外勤務の現状と、職員の定期昇給や人事院勧告に伴う給料月額が増加が影響していると見込んでおります。以上です。

(小南議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(小南議長) 次に、日程第7議案第4号令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第4号、令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は4ページをご覧ください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、24億9千267万6千円となり、前年度当初予算と比較して、5億3千902万2千円の増加となっております。

第2条、地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。

消防庁舎維持管理費として、限度額1千200万円、消防設備等維持管理費として、限度額3億7千100万円、消防力等整備事業として、限度額6千340万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。予算書の1ページにお戻り願います。

第3条、一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただきます。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、20億730万5千円で、前年度と比べまして1億3千931万6千円の増加でございます。

構成両市の負担金額につきましては、組合規約第14条第2項による按分比率から、大東市分12億9千49万6千円、四條畷市分7億1千680万9千円となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

上から2段目の款5財産収入、項2財産運用収入、目1財産貸付収入、40万円は、消防庁舎内の飲料水自動販売機設置に係る貸付収入でございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1雑入、1千840万4千円は、右のページ説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

次に、款7組合債、項1組合債、目1消防債、4億3千560万円は、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備等更新事業のほか、消防ポンプ車等の購入費及び庁舎改修等に係る経費に充当する消防債でございます。前年度に比べて、3億8千440万円の増加でございます。

款8の繰越金については、前年度繰越金として1千万円を計上させていただきます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開きください。

まず、款3消防費、項1消防費、目1常備消防費、右ページの説明欄、細目02職員給与等管理費、16億6千348万円は、消防組合職員の給料その他各種手当等の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。右ページの説明欄、細目10消防庁舎維持管理費、4千1

03万2千円は、各署所における光熱水費の他、施設管理委託料、施設修繕料が主なものでございます。

消防庁舎の維持管理については、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、各施設の修繕時期を定めて計画的な維持管理を進めております。

同ページの下段にあります細目12消防設備等維持管理費の4億9千799万9千円につきましては、19ページの説明欄をご覧ください。

予算額の大半を占めますのは消防指令センター及びデジタル無線設備更新事業の令和6年度分に相当する経費で、入札後の契約額のうち70%に相当する整備費用と、本事業の作業内容を適切に管理し円滑に履行するための発注者支援業務委託料の合計で、4億5千497万1千円を計上しております。

次に、21ページをお開きください。

細目17消防力等整備事業、9千148万3千円は、高規格救急車及び高度救命処置用資機材一式、消防ポンプ自動車一台の更新整備に係る各種費用の合計でございます。

なお、購入予定車両につきましては議案説明資料の5ページに、写真と事業費を掲載しております。

次に、細目19一般事務費、1千613万6千円は、普通旅費や、消防活動用被服等の消耗品費、健康診断等の委託料が主なものでございます。

最後に予算書の22ページ、23ページをお開きください。

款4公債費、項1公債費は、1億2千251万1千円で、前年度に比べ、2千279万2千円の増加となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の4ページに記載しているとおりでございます。

以上が、令和6年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(小南議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、3番天野議員どうぞ。

(天野議員) お願いします。個別項目では、しっかりした明記があるものではないんですが、人件費についてのちょっと考え方、状況などについて、2点ほどお伺いいたします。

まず1つは、今回能登半島地震における、被災地への職員支援派遣など行われました。

冒頭、議長の報告にもあった通りかということで存じ上げております。

今後、大規模な災害などで、被災地への職員の方を派遣を要する際の人件費、あるいは手当てなどというのがかかってくるかと思うんですけども、その計上についてどのようにお考えと、状況にあるのか、ここについてのご説明をお願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(小南議長) 堤総務課長

(堤総務課長) この度の能登半島地震に対する隊員派遣のような、緊急消防援助隊活動に係る人件費につきましては、毎年度の一般会計予算に別枠で計上することはせず、派遣を行った際に必要な各種手当は、通常の職員給与等管理費から支出しております。

なお、消防庁長官の指示によって出動し、緊急消防援助隊の活動で増加した人件費や物件費等の経費については、政令で定めるところにより、国が負担することとなっております。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) はい。大体出どころの仕組みが分かってきましたので、また大災害が起こらないことが第一なんですけども、そういった時の必要な時ってというのは、また報告も含めて適切な対応よろしく願いいたします。

2点目ですけども、この常備消防費の職員給与管理費などにかかる災害時の派遣や管内での災害時において、人材面でこれまで適正配置計画を進められていると思います。

これ、色々説明を受けまして、議論もいたしました。

この災害時の対応を見越してですね、やはり増員という職員の方の増員ということがやはりちょっと、いづらか考えていかなければならないということで、私ちょっと思ったりするんですけども、この職員の増員についての考えは、今いかがお考えになられてるか、これについての説明をお願いいたします。

(西岡消防次長) 議長

(小南議長) 西岡消防次長

(西岡消防次長) 令和6年4月1日から実行を予定しております、消防力の適正配置計画は、平時の災害需要を勘案して、最適な車両及び人員配置などを検討したもので、職員総数を減らすものではございません。

今後も大規模災害や緊急消防援助隊の派遣などがあった場合は、現場当直職員のみならず日勤職員を含めた全職員で災害対応するとともに、両市の消防団をはじめ、消防相互応援協定や緊急消防援助隊の受援を受けるなど、災害規模に応じた消防力を確保いたします。

従いまして、現状におきまして、災害時対応を見越した職員の増員は考えておりません。以上でございます。

(小南議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

【なしの声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 一般質問】

(小南議長) 次に、日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、2名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

なお、一般質問では、会議規則第48条の規定により、議長において、各議員の発言時間を、理事者発言時間を除き、10分間といたします。それでは1番東議員どうぞ。

(東議員) 1番東健太郎です。よろしく願いいたします。

一般質問の時間をいただきありがとうございます。

前回ですね、大東市と四條畷市における消防用設備等の点検対象事業所の数、点検報告書の提出状況、報告書の管理方法、立入検査の選定基準、そして、その選定方法などの課題と改善策について質問をさせていただきました。

この問いに対し、両市の対象事業所の合計数が4千452事業所に上り、そのうち46.8パーセントが点検報告を提出していること。また、これらが全国平均の49.8パーセントに比べてやや低いことが明らかになりました。

さらに、点検報告書の管理や立入検査の選定方法についても詳しくお伺いし、その中で、点検対象事業所へのランク付けの必要性についても議論が交わされました。

提示された点検報告書を効率的に管理し、さらに実態把握を高めるための方法として、ランク付けによる仕組みの構築につき、ご提案を申し上げた次第です。

本日は、前回の質問で、提起された点に基づき、さらに具体的な改善策や取り組みについてお伺いするとともに、新たな課題点についても焦点を当てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目ですけれども、消防が行う査察については、事業所等の防火に関するあらゆる側面をチェックするとともに、関係者への防火意識の向上を促す重要なものであると認識しております。

消防用設備の点検報告の有無を含む、防火対象物の査察優先度を決定するためのランク付け方法

についてのプロセスは、防火対象物の安全確保には不可欠と考えます。

そこで、具体的にどのような新たな要素がランク付けに考慮されているのか、また、これらの要素をどのように組み合わせてランク付けを行うかについての検討状況について詳細に教えてください。

さらに、これらの要素が、今後の期待値として防火管理の質を高めていくことに寄与するのかについてもご見解をお願いします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 査察優先度のランク付けについての進捗状況でございますが、現在、消防用設備等点検報告の有無に加え、防火対象物の規模や用途、防火管理者を選任しているかなど、多岐にわたる要素を取り入れることで、より精度の高いランク付けができないかを検討しております。

例えば、建物の規模が大きくなればなるほど収容人員が多くなるため、危険度も大きくなりますし、同じような規模の建物でも、不特定多数の方が出入りされるような建物の方が危険度は大きくなります。

また、過去に立入検査を行っていない防火対象物などはポイントを高くする必要もあります。そのため、これらの要素も勘案したポイント制にして、総合点によりランク付けする方法で、検討を進めています。

このランク付けにより、防火管理意識の低い事業所の優先順位が高くなると思われまますので、防火意識の底上げが期待できると考えております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) 実態把握ですね。こういったあらゆる側面を噛み合わせた上でですね、特定していればと、このように思います。

2つ目ですけども、消防用設備や防火対象物の査察優先度ランク付けは、防火管理の効率化と公共の安全の確保に向けて重要なステップと考えております。

このランク付けシステムを実際に実施するにあたって、どのような基準や前作業が必要になるのか、詳しく知りたいと思います。

具体的には、必要とされるデータの収集方法や関連する要素の点数化、そしてこれらの要素をどのようにして組み合わせるかについての検討状況について教えてください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 実際の作業についてでございますが、ランク付けされた防火対象物が適切なランクになるような、要素の選択とその点数について検討しているところで、すべての項目が優先度の高い評価となった場合に100点となるような点数配分を考えております。

しかしながら現在導入しております防火対象物等のデータベースシステムでは、すべての要素を同時に抽出することができませんので、こういった方法で該当する要素を抽出するのにかんしましては、さらに検討が必要となっております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ありがとうございます。それらの内容も踏まえた上でですね、令和7年度に導入予定の新指令システムについて、現在進めている査察優先度ランク付けシステムの開発作業がどのように影響を受けるのか、特に新旧システムの互換性について重要な観点だと思っております。

この新システムへの移行に際して、現在の準備作業がどのように活用されるのか、また新システムとの互換性を確保するためにどのような課題が予想されるのか、その対策についてもご説明ください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 新指令台との互換性についてでございますが、令和7年度の新指令台の導入時に、指令台と連携した新たな業務システムがパッケージとして提供されます。

従いまして、私どもが考える要素を同時に抽出できるような、互換性を持つ当該システムの構築につきまして、コスト面等を考慮しつつ、検討してまいりたいと考えております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) 承知いたしました。実運用に際してはですね、可能な限り早めの段階でもというような思いもありますが、しっかりとこの新しいシステムとの状況も見定めながらですね、適正なタイミングで進めてもらいたいな、このようにも思っている次第です。

最後ですけれども、運用基準の明文化が防火管理の継続に不可欠であると考えます。

また、運用基準を明文化することにより、査察計画を立てやすくするといった側面もあると思

ます。

このような運用基準の明文化に向けて、具体的にどのようなステップを踏んでいくのか、また、明文化される運用基準が具体的にどのような内容を含むことになるのかについて、詳細を教えてください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 運用基準の明文化についてでございますが、議員の仰るとおり効率的な防火管理を継続して行っていくために、運用基準を策定し、それに則って運用する必要があると考えております。

具体的には、先ほどの答弁でお伝えしました、優先度を決めるポイントの加算表や、合計ポイントによる査察を行うランク等について記載したいと考えております。以上です。

(東議員) 議長

(小南議長) 東議員

(東議員) ありがとうございます。少々お節介な質問だったかもしれませんが、実運用に向けてですね、しっかりと明文化していただき、標準化を図っていただき、安定した形でスタートを切っていただきたい、このような思いから、質問にも入れさせていただいたところでございます。

本日の一般質問は、どちらかという内部パフォーマンスとしての話の側面が中心になっておりましたが、今後ですね、こういった内部における足並みをしっかりと揃える中でですね、実運用に際しましては、外部パフォーマンスですね、いわゆる対象事業者さんにもこういった取り組みをしていくっていうことの周知であったりとか、当然市民の皆様にも知っていただく。

そういった外部パフォーマンスをどのような形で取り入れて、取り組んでいくのかってということについてもフォーカスして参りたいと思いますし、運用開始に対する時系列のスケジュールですね、できればいつぐらいから運用できるような形ですといったところまで踏み込んだ形で、次回以降ですね、また一般質問できる機会をいただければありがたいなど、このようには思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

(小南議長) 東議員の質問が終了いたしました。それでは次に、3番天野議員どうぞ。

(天野議員) 天野です。よろしくお願いいたします。

本日は、大きく2点について、質問をいたします。

まず1点目なんですけども、毎回、一般質問毎に聞いております、救急搬送困難事例の経過及び、総括と教訓ということについて、まずお聞きをいたします。

私も2021年の第1回定例会から、継続してこの救急の搬送困難事例に関わる質疑をさせてもらいました。

当初は、市民の方から救急車などの待機時間が長いのではないかということが、感染拡大の中で非常に心配に聞かれたこと。

そして、報道機関でも全国で救急搬送困難事例が出てきているということを受けまして、この大東四條畷管内でも、どのような状況になっているか、そして、重大な事態にならないように、どうしていったらいいのかということをお考えいただき、質疑を続けさせていただきました。

その経過の中で、2023年5月から第5類の感染症への移行になりまして、一定は感染が大爆発と言いますか、感染が落ち着いてきているという状況であるということとは言えると思います。

ただ、インフルエンザの感染になりますとか、まだコロナの感染も収束したということまでは、まだ言い切れない状況など、あったという中で、一定搬送困難事例が落ち着いているということは、前回の一般質問の中でも答弁を受けて、理解しておるつもりでございます。

そこでまず第1点目なんですけども、改めて前回から数ヶ月経っております、この直近における搬送困難事例の推移、これ今どのようなになっているか、ここをお聞かせください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

直近半年間における医療機関への受入照会4回以上の救急搬送困難事案の状況につきましては、平均で約66件となっております。

前年度同時期では約76件であり、大幅な減少となっていないのは季節性インフルエンザ等の影響を受けたものと考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 多少は減ってはいるけど、季節性インフルエンザというまた別の感染で、まだ完全に落ち着いてはないという状況があると思います。

今後の季節性インフルエンザでありますとか、新型コロナウイルスの変異株などで、状況も変わるということも場合によってはあると思うんで、引き続きまた注視していきながら、体制を維持していただきたいと思っております。

次なんですけども、一番ピークがちょっと私もしっかりとは掴んでないんですが、おそらく約2年ぐらい前に新型コロナウイルスの感染ピーク時がありまして、救急搬送困難事例も多発した時期があったと思います。

そして、職員の方も感染もありながら、救急体制をこれまで維持してこられたご努力もあると思

います。この感染ピーク時と比較した現在の状況、これどのように受け取られているかお聞かせください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 感染ピーク時との比較でございますが、季節性インフルエンザ等の影響が多少はありますが、医療機関の受入れも安定している状況となっております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) このピーク時も含めて、過去の質問の中でもやはり1番の鍵となってくるのは、当然適切な救急隊員の皆さんのご努力あってのものなのですが、受け入れ先病院の状況というのが、1番最終的な問題があったということを、今回の新型コロナウイルスの感染拡大で示された1つの問題点だったというふうに思っております。

このことは、また引き続き別のところで医療機関の体制なども要望していきたいということもありますし、これも答弁でも保健所との連携ということも申し上げられてるかと思いますが、そういった保健所との連携も合わせて引き続きよろしく願いいたします。

ここらも踏まて、これまでの教訓を踏まえて、今後の起こってはほしくないですけども、新たな感染拡大時の対応策などについて、消防組合ではどのようにお考えなのか、ここをちょっとまとめとしてお聞かせください。

(河野次長兼警防課長) 議長

(小南議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) これまでの感染症対応の教訓を踏まえた今後の対応策ですが、安定した消防活動を継続するためには、組織内感染を未然に防ぎ、消防力の低下を招かないこと、そして関係機関、特に保健所との連携を密にし、医療機関の受け入れ体制等の確保に取り組んでいくことが重要であると考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) おっしゃる通り、やっぱり保健所の連携とか医療機関の受け入れ体制のですね、確保というのにも必要だということでおっしゃられておりますけども、本当にこの間、やり取りの中で職員の皆さんの本当に感染にもですね、影響を受けながらも市民の皆さんの命を守るために奮闘されてこられたことについては、本当にこの件を取り上げながら、本当に敬意を表することでございますので、今日を1つの区切りとして、まとめとして、この件についてはまた引き続き取り組んでいただきたいと、重視して取り組んでいきたいということをまさに申し上げます。

よろしく申し上げます。

2点目です。今回の議案書の資料のところに、議案書の資料ではないんですけども、サービス内容が変わりますということで資料いただきました。

その点についてなんですけども、予防課事務受付窓口の変更ということがあると思います。

これ、適正配置計画の一環として遂行されるということで解釈しておりますけども、現在、これを一本化していくということについての課題と、この変更による何を目的に改善をされようとしているのか、ここについての説明をお願いいたします。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

予防課事務受付窓口の変更に伴う課題等についてでございますが、現在、予防業務を担当する者が、本部予防課と大東署、四條畷署に分散して業務を行っており、当消防組合の規模ですと、配置上非行率で、専門的な知識を必要とするため人事ローテーションが困難になっています。

そのため、本部予防課に当該職員を集結させ、効率化を図ることで、人事ローテーションを容易にし、担当職員を育成することを目的としております。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 単なる人材を減らすんじゃなくて、その職員の方をどうやって効率よく、新たなその業務内容を習得していただいてやっていこうという一環であるということは分かりました。

今回、電子申請の導入ということで、利用推進を挙げられてるかこの資料見て思います。

この、電子申請の種類及び利用状況、現在も含めてどのような状況になってるかお聞かせください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 電子申請についてでございますが、本年2月1日より予防事務に関する届出36種類について電子申請を開始しており、利用状況につきましては、今日現在で1件となっております。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) これまだ始まったばかりで、届け出に関するのは36種類は多岐にわたってるかと思うんですけども、始まったばかりのまだ1件ということですが、今後どうなっていくのかというのが1つ気になる点の1つでございます。

この電子申請につきましては、今市役所の、行政一般でも電子申請とかですね、デジタル化ということで、色々導入など検討もされておりますし、順次それが進められているのが一般的な状況かと考えます。

この当管内消防署におきまして、この電子申請の更なる導入について、これはどのようにお考えになっているか、見解をお聞かせください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) 今後の電子申請の拡充についてでございますが、将来的には予防事務以外の救命講習や火煙上昇の届出など、警防課や消防署の所管事務に拡充し、市民サービスの向上に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 一定デジタル化が進んでいこうとしているということになるかと思えますし、市民の利便性を上げていくということは、市民同意の上で、私はある程度市民の意見のことも踏まえて、一定は必要かと思えます。

ただし、これについては、いろいろ情報提供だったり個人情報の漏洩とか、こういったこともしっかりと注意をしながら、いろいろ進めていただきたいということで申し上げておきます。

最後なんですけども、この窓口を予防課に一元することに、実はなります。

電子申請を利用しない方、要するに機械とか、電子など使われないで、これまで通り来庁してやりたい、またやらざるを得ない方ですね、こういった方に特に大東の消防本部に一元化になります

と、四條畷にお住まいの市民の方には、当然不便を感じさせないということが気になります。

これ、どのような方法で四條畷のお住まいの方がわざわざ来るといふご不便を感じさせないようにしていくのか、この対応について今考えられてることをお聞かせください。

(高見予防課長) 議長

(小南議長) 高見予防課長

(高見予防課長) はい。電子申請が利用できる環境をお持ちでない方への対応でございますが、原則として電子申請の利用を推進してまいりたいと考えておりますが、議員の仰られるように、すべての方が利用可能とは考えておりません。

直接四條畷署の窓口に来られた方については、一旦お預かりした上で対応、お問い合わせについては、リアルタイムに画像を通じてお伝えできる方法で対応いたします。以上です。

(天野議員) 議長

(小南議長) 天野議員

(天野議員) 技術革新で、当然市民の方一般にも便利になってサービスが向上していくことは、当然必要かということ、先ほど申し上げた通りなんですけども、一方でそれを使わずにとか、使えないという方にもしっかりと、今ちょっと一応対策はお答えになりましたけども、ご不便を感じられないように、引き続き丁寧な案内とか、対応、サービスに引き続くよう、対応していただくよう申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

(小南議長) 以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(小南議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和6年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。

今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍され

ますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(小南議長) 本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これを持ちまして、令和6年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。

【閉会 14時35分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 小南 市雄

3 番議員 天野 一之

7 番議員 渡辺 裕